

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日: 令和6年6月19日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第2258号	株式会社 ザイマックス	東京都港区赤坂一丁目1番1号	吉本 健二	株式会社 ザイマックス	東京都千代田区永田町2丁目4-2	令和6年 3月18日
第 737号	ドゥローイングイケダ	市川市欠真間1丁目8番22号 B403室	池田 聡一	ドゥローイングイケダ	市川市欠真間1丁目8番22号 B403室	令和6年 3月25日
第 545号	有限会社 清宮興業	千葉県稲毛区山王町295番地18	内田 裕美	有限会社 清宮興業	千葉県稲毛区山王町295番地18	令和6年 3月29日
第2287号	有限会社 シンヨースタッフ	千葉県船橋市薬円台五丁目23番18号	井上 賢治	有限会社 シンヨースタッフ	千葉県船橋市薬円台五丁目23番18号	令和6年 3月31日